

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第1条

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の習慣によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令、行政通達及び一般の習慣に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第 2 章 貸渡契約

(予 約)

第2章

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することはできるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

2 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

3 前項により予約した借受開始時間を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

4第1項の借受条件を変更する場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

(貸渡契約の締結)

第3条 当方は貸渡しできるレンタカーがない場合又は借渡人が第9条各号に該当する場合を除き、借渡人の申込みにより貸し渡契約を締結します。なお、当社は、貸渡契約の締結に当たり、借渡人に対し運転免許証以外の身元を証明する書類の提示を求め、運転免許証及び提示された書類の写しをとることがあります。

2 貸渡契約の申込みは、前項代1項に定める借受条件を明示して行うものとします。

3当社は、貸渡契約を締結したときは、別に定める貸渡料金を申しあげます。

(貸渡契約の成立等)

第4条 貸渡契約は、当社が貸渡料金を受領し、借渡人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2 当社は、事故、盗難その他当社の責によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことが出来ない場合には、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)を貸し渡すことができるものとします。

ただし、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスを貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替

(貸渡契約の解除)

第5条 当社は借受人が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らかの通知及び催告をすることなく貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合には、当社

が前条により受領した貸渡料金を返納しないものとする。

- (1) この約款に違反したとき。
- (2) 借受人の責に返す事由により交通事故を起こしたとき。
- (3) 第9条各号に該当することとなったとき。

2 借渡人は、レンタカーが借受人に引き渡される前の暇疵により使用不可となった場合には、第22条3項による処置を受けたときを除き、貸渡契約を解除することができるものとします。

(不可抗力事由による貸渡契約の中途終了)

第6条 レンタカーの貸渡期間中において事故、盗難、不返還、リコール等の事由又は天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不可能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。

2 借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

(中途解約)

第7条 借受人は借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。

2 借受人の責に帰さない事由によるレンタカーの事故又は故障、その他のため貸渡期間中に返還したいときは、貸渡契約を解約したものとします。

3 前項によりレンタカーを返還しいたときは、当社は第4条により受領した貸渡料金を返納しないものとします。

(借受の条件の変更)

第8条 貸渡契約の成立した後、第3条第2項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2 当社は、前項による借受条件の変更によって借渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 当社は、借受人が卯木の各号の1に該当する場合には、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

(1) 貸し渡したレンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していないとき。

(2) 酒気を帯びているとき。

(3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈しているとき。

(4) 予約に際して定められた運転手とレンタカー引渡し時の運転者が異なるとき。

(5) 過去の貸渡について、貸渡料金の支払いを滞納しているとき。

(6) 過去の貸渡において、第17条各位に掲げる事項に該当する行為があったとき。

(7) 過去の貸渡(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む)において、第30条に掲げる事項に該当する行為があったとき。

第3章 貸渡自動車

(開始日時等)

第12条 当社が受領する第4条の貸受料金は、レンタカー貸渡時において地方運輸陸運局長及び沖縄

総合事務局陸運事務所長に届け出して実施している料金表によるものとします。

2 当社が受領する貸渡料金の額は、基本料金及び貸渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

(貸渡料金改定に伴う処置)

第13条 前条の貸渡料金を第2条による予約したあとに改定されたときは、前条代1項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第5章 責任

(定期点検整備)

第14条 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

(日常点検整備)

第15条 借渡人は、借渡期間中、借り受けたレンタカーについては、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

(借受人の管理責任)

第16条 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

(危険行為)

第17条 借受人

は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

(1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。

(2) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

(3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装若しくは改造する等、その原状を変更すること。

(4) 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他社の牽引若しくは後押しに使用すること。

(5) 法令又は公序俗に違反してレンタカーを使用すること。

(6) 当社の承認を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

(自動車貸渡証の携帯義務等)

第18条 借受人はレンタカーを借受け期間中、第11条第3項によりこ交付をうけた自動車貸渡証を携帯しなければならないものとします。

2 借受人は、自動車貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

(賠償責任)

第19条 借受人はレンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に返さない事由による場合を除きます。

第6章 自動車事故の処理等

(事故処理)

第20条 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生しときは、事故の大

小かかわらず法令上の処置を問うとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1)直ちに事故の状況を当社に報告する。
- (2)当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞無く提出すること。
- (3)当該事故の関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承認をうけること。
- (4)レンタカーの修理は、特に理由がある場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3 当社は、借受人のため該当レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

(賠償)

第21条 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条の損害賠償責任を次の限度内においててん補するものとします。

- (1)対人補償 1名限度額 無制限(免責額 5 万円、但し特別車両は変更する場合がございます)
(自動車損害賠償責任保険を含む)
- (2)対物補償 1事故限度額 無制限 (免責額 5 万円、但し特別車両は変更する場合がございます)
- (3)車両補償 付帯なし
- (4)搭乗者補償 1名限度額 1000 万円
(死亡/1000 万円/1 名限度)(入院/7500 円/1 日)(通院/5000 円/1 日)

2 前項に定める補償限度額を越える損害については、借受人の負担とします。

3 当社が第1項の対人補償限度額を越えて借受人の負担すべき損害を支払ったときは、借受人は直ちに超過額を当社に弁済するものとします。

(故障等の処理等)

第22条 借受人は、借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡をするとともに、当社の指示に従うものとします。

2 借受人はレンタカーの異常または故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する経費を負担するものとします。また、車両の修理が必要となった場合、損害の程度や修理期間に関係なく修理期間の営業補償の一部として次の料金をご負担いただきます

ノンオペレーションチャージ

- ①自走して当社又は当社の返還予定地に返還した場合……………21000 円
- ②自走できず当社または当初の返還予定地に返還できなかった場合……………52500 円

3 借受人は、レンタカーの貸渡し前に存した暇疵により使用不可能となった場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当方に請求できないものとします。

(不可抗力のよる免責)

第23条 当社は天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借受期間内にレンタカーを返還すること

ができなくなった場合にはこれにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は天災その他の不可抗力の事由により、当社がレンタカーの貸渡し又は代替レンタカーの提供をすることができなくなった場合には、これによる生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取り消し、払戻し等

(予約の取消し等)

第24条 借受人は第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、別に定めるところにより予約取消手数料を支払うものとします。

この予約取消手数料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返納するものとします。

2 当社は第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合又は貸渡契約を締結しなかった場合には、予約申込金を返納するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

3 第2条の予約があったにもかかわらず、前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返納することとします。

4 当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったことについて、前3項に定める場合を除き、相互に何らかの請求をしないものとします。

(中途解約手数料)

第25条 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

中途解約手数料 = { (貸渡契約期間に対応する基本料金)

− (貸渡しから返還までの期間に対する基本料金) } × 20%

(貸渡料金の払戻し)

第26条 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第5条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは受領した貸渡料金の全額

(2) 第6条第1項により貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約が終了となった期間に対応する貸渡料金を差し引いた残高

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約したときは、受領した貸渡料金から、貸渡しから中途解約により返還した期間に対応する貸渡料金を差し引いた残高

2 前項の払戻しに当たっては、中途解約手数料その他の受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章 返還

(レンタカーの確認等)

第27条 借受人はレンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2 当社は、レンタカーの返還にあたって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとしま

す。

3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえレンタカー内に借受人又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後に遺留品について責を負わないものとします。

(レンタカーの返還時期等)

第28条 借受人は、レンタカーを借受期間内に返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金又は変更前の貸渡料金と超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。

(レンタカーの返却場所等)

第29条 レンタカーの返還は、第3条2項により明示した返還場所の返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所を変更したい場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2 借受人は、前項ただし書の場合には、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

3 借受人は、第8条第1項による当社の承諾を受けることなく、第3条第2項により明示した返還場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

返還場所変更違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×200%

(レンタカーが乗り逃げされた場合)

第30条 当社は、借受人が貸渡期間満了のときから、72時間を経過しても前条第1項の返還場所にレンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続きほか(社)全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。

3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、第19条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の捜索に要した費用を負担するものとします。

(信用情報の登録と利用の合意)

第31条 借受人は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第9章 雑則

(遅延損害金)

第32条 借受人は、この約款の基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し年利18.25%の割合による遅延損害金を支払うものとします

(契約の細則)

第33条 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。

(官轄裁判所)

第34条 この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を官轄する裁判所をもって官轄裁判所とします。

この約款は、平成 23 年 3 月 13 日から実施します。